

個人住民税（市・県民税）の公的年金からの引き落とし

（全国の年金特別徴収制度）について

平成21年10月支給分の老齢基礎年金等の公的年金から、個人住民税（市・県民税）の引き落としが始まりました。このしくみを、年金特別徴収制度（以下「年金特徴」という）といいます。

この制度が導入されたことにより、納付のたびに金融機関等へ出向く手間がなくなるほか、納期が年4回から6回になり、1回あたりの負担額が小さくなります。

◆誰が対象になるの？

年金特徴の対象となる方（以下の条件にすべて該当する方）

- （1）平成27年中に公的年金の支払いを受けている方
- （2）平成28年4月1日において、老齢基礎年金の支払いを受けている65歳以上の方
- （3）老齢基礎年金等の年額が18万円以上である方（1つの年金において18万円以上）
- （4）須賀川市での介護保険料が年金から差し引かれている方

※上記の条件をすべて満たしていても特別徴収にならない場合があります。

◆対象となる税額は？

すべての所得のうち公的年金等にかかる所得に対して算出される所得割額と均等割額です。

公的年金に課される住民税のほかに、給与から引き落としになる住民税がある場合、均等割は給与から引き落とし（特別徴収）されます。この場合、年金から均等割は引き落としされず、年金にかかる所得割のみが引かれます。

◆対象となる年金は？

老齢基礎年金、昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金です。なお、障害者年金や遺族年金等の非課税年金からは引き落としされません。

◆税額と徴収方法はどうなるの？

- （1）初めての方

前年が引き落としされていない方は、年度の前半が納付書（1期・2期）、後半は引き落とし（10・12・翌年2月）となり、分けて納付するようになります。

- （2）継続の方

年度の前半・後半ともに年金から引き落とし（年金特徴）されます。

※年金からの引き落とし：前半は4・6・8月、後半は10・12・翌年2月 計6回

前半の4・6・8月の各回の年金からの引き落とし額は、その時点ではその年度の住民税額がまだ確定していないため、その年の2月の年金からの引き落とし額と同額が引き落としされます。（仮徴収といいます）なお、平成29年4・6・8月の引き落とし額については制度が改正されますので、詳しくは裏面をご覧ください。

年度の後半は、確定後の住民税額から、前半で年金から引き落としされた額を差し引いた残りの額を、その年の10・12月・翌年2月の3回に分けて年金から引き落としされます。（本徴収といいます）

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、平成28年10月以後に実施する年金特徴より、下記のとおり制度が改正されます。

(1) 仮徴収税額の算定方法の見直し

年間の特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を「前年度分の公的年金に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額とする」とこととされました。

改正前	仮徴収額（4・6・8月） ＝前年度分の本徴収額÷3	改正後	仮徴収額（4・6・8月） ＝（前年度分の年税額×1/2）÷3
	本徴収額（10・12・翌年2月） ＝（年税額－仮徴収額）÷3		本徴収額（10・12・翌年2月） ＝（年税額－仮徴収額）÷3

（例）65歳以上のAさん 個人住民税額＝60,000円

年度	年税額	【改正前】		【改正後】	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
29	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
30	36,000円 (医療費控除の増等で税減)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
31	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
32	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

一度生じた不均衡が平準化しない

年税額が2年連続で同額の場合、平準化

(2) 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

平成28年10月以後に実施する特別徴収について、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」とこととされました。

◆年金特別徴収が中止になる場合

- ・年金の支給が停止された場合
- ・亡くなられた場合
- ・特別徴収される税額が年金から引ききれなくなった場合

◆亡くなった方の市県民税について

市・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる人に対し、前年中（1月から12月まで）の所得に基づき課税されます。したがって、1月2日以降に死亡した人に対しても市・県民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。